

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

2025年度第3四半期

交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
公益社団法人2025年日 本国際博覧会協会	9120005020700	学会参加費	161,200	-	2025/10/10 2025/10/20 2025/10/24 2025/10/31	-	公社	国認定
公益社団法人日本生物工 学会	4120905003123	学会参加費	112,000		2025/10/10 2025/10/20	-	公社	国認定
公益社団法人化学工学会	1010005016411	学会参加費	246,000		2025/10/10 2025/12/25	-	公社	国認定
公益社団法人日本監査役 協会	3010005017481	会費	100,000	100,000	2025/10/20	監査業務に係る知識の習得及 び情報収集のため	公社	国認定
公益社団法人日本ガスター ビン学会	3011105004774	学会参加費	105,600		2025/10/24	-	公社	国認定
公益社団法人応用物理学 会	3010005017052	会費及び学会参加費	264,000	200,000	2025/11/20 2025/12/19	半導体デバイス・システム全般 に関する情報収集のため	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。